

平成30年5月16日

会員の皆様へ

秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正について

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。 平素は当機関の事業運営に種々ご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて標記について、下記のとおり改正されました。

事業者の皆様においては、適切な業務運営に努めていることと思いますが、これを機会として自社の業務内容の見直し等実施していただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. 行政処分の強化

過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引き上げ【別紙参照】

施行日 平成30年7月1日 施行予定

2. 法令遵守の徹底を図るための行政における措置 【下記参照】

適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにもかかわらず改善が図られない等の他、法令未遵守状況が継続的にみられるトラック事業者等に対して重点的に行政が監査を実施することとなりました。(改善期間(3か月)中は、適正化事業実施機関が指導を行い、原則、行政は特段の措置は講じない)

施行日 平成30年10月1日 運用開始予定

監査の対象となりえる事由等 (監査は原則臨店監査)

①巡回指導の総合評価が「E」の事業所(不適切事業所)を対象

②「E」以外で、基本的事項の判定がすべて「否」の事業所を対象

基本的事項は、次の4項目が想定されている。

「点検整備の実施、記録簿の保存」、「健康診断の実施」、「労災保険・雇用保険への加入」、「健康保険・厚生年金保険への加入」

③新規巡回指導の総合評価が「D」の事業所で、次回の巡回指導の総合評価が「D」の場合も対象

※上記の他、改善指導に対する改善報告が無い等改善が見られない事業所も対象となります。

処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)

○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

《現行》初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・未遵守5件以下 警告
- ・未遵守6件以上15件以下 10日車
- ・未遵守16件以上 20日車
- ・未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止

▷ 健康状態の把握義務違反

(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

- ・把握不適切50%未満 警告
- ・把握不適切50%以上 10日車

▷ 社会保険等未加入

(事業法第25条)(運送法第30条)

- ・一部未加入 10日車
- ・全部未加入 20日車

《改正》初違反

▷ 乗務時間等告示遵守違反

1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。

- ・未遵守1件 10日車
- ・未遵守2件以上 20日車

- ・月の拘束時間(トラック)
 >293時間以内(労使協定320時間)
- ・休日労働
 >2週間に1回まで

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

- ・健康診断未受診者 1名 警告
- ・健康診断未受診者 2名 20日車
- ・健康診断未受診者 3名以上 40日車

▷ 社会保険等未加入

- ・未加入 1名 警告
- ・未加入 2名 20日車
- ・未加入 3名以上 40日車

- ・健康保険
- ・厚生年金保険
- ・労働者災害補償保険
- ・雇用保険

その他処分量定の改正

・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
 ・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

行政処分の強化

処分量定の引き上げ(トラック)

○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

《現行》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

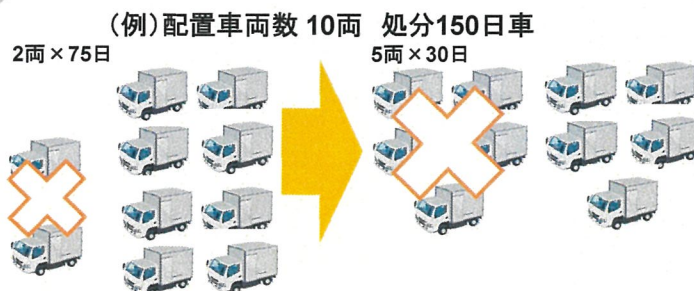
※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
 5両の場合は、車両停止 2両×75日
 10両の場合は、車両停止 2両×75日
 100両の場合は、車両停止 7両×18日、1両×24日

《改正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
 5両の場合は、車両停止 2両 (×75日)
 10両の場合は、車両停止 5両 (×30日)
 100両の場合は、車両停止 15両 (×10日)



【その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置)】

適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。